

いて同じ。）との間において、当該入札者等に係る公売保証金に相当する現金を税務署長の催告により当該保証銀行等が納付する旨の契約（財務省令で定める要件を満たすものに限る。）が締結されたことを証する書面を税務署長に提出する方法

第一百条第二項中「公売財産の入札等をしようとする者（以下「入札者等」という。）」を「入札者等」に、「納付した」を「提供した」に改め、同条第三項中「その納付した」を「第一項第一号に掲げる方法により提供した公売保証金がある場合には、当該」に改め、同項ただし書中「（売却決定の取消）」を削り、「取り消されたときは、」の下に「当該公売保証金を」を加え、同条第四項中「納付した者」を「提供した者」に改め、同項第一号中「（公売実施の適正化のための措置）」を削り、「納付した」を「提供した」に改め、同項第二号及び第三号中「納付した」を「提供した」に改め、同項第四号中「（買受代金の納付）」を削り、「次順位買受申込者が納付した」を「最高価申込者が提供した公売保証金で第三項本文の規定により買受代金に充てたもの以外のもの又は次順位買受申込者が提供した」に改め、同項第五号中「納付した」を「提供した」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項の次に次の二項を加える。

4 税務署長は、第一項第二号に掲げる方法により公売保証金を提供した入札者等に対して第一百十五条第

四項の規定による処分をした場合には、当該入札者等に係る保証銀行等に当該公売保証金に相当する現金を納付させるものとする。この場合において、当該保証銀行等が納付した現金は、当該処分を受けた者が第一項第一号に掲げる方法により提供した公売保証金とみなして、前項ただし書の規定を適用する。

5 前項の規定は、税務署長が、第一百八条第二項（公売実施の適正化のための措置）の規定による処分をした場合について準用する。この場合において、前項中「第一百十五条第四項」とあるのは「第一百八条第三項（公売実施の適正化のための措置）」と、「前項ただし書」とあるのは「同条第三項」と読み替えるものとする。

第一百六条第一項中「呼び上げた」を「告げた」に改める。

第一百八条第三項中「第一百条第四項」を「第一百条第六項」に改める。

第一百十五条第二項ただし書中「十日をこえる」を「三十日を超える」に改める。

第一百三十九条第二項中「差押」を「差押え」に改め、同条に次の二項を加える。

3 信託の受託者の任務が終了した場合において、新たな受託者が就任するに至るまでの間に信託財産に

属する財産について滞納処分を執行した後、新たな受託者が就任したときは、その財産につき滞納処分を続行することができる。

4 信託の受託者である法人の信託財産に属する財産について滞納処分を執行した後、当該受託者である法人としての権利義務を承継する分割が行われたときは、その財産につき滞納処分を続行することができる。

第一百七十二条第一項第一号及び第二号中「差押」を「差押え」に改め、同条に次の二項を加える。

3 第一項第三号及び第四号に掲げる処分につき、異議申立て又は前項に規定する審査請求を行う場合において、その異議申立書（国税通則法第八十二条第一項（税務署長経由による異議申立て）に規定する異議申立書をいう。）又は審査請求書（同法第八十七条第二項（審査請求書の記載事項等）に規定する審査請求書をいう。）については、同法第七十七条第五項の規定は、適用しない。

（租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の一部改正）

第十三条 租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号）の一部を次のように改正する。

第二条の次に次の二条を加える。

(法人課税信託の受託者等に関するこの法律の適用)

第二条の二 法人税法第二条第二十九号の二に規定する法人課税信託（以下この項において「法人課税信託」という。）の受託者は、各法人課税信託の信託資産等（信託財産に属する資産及び負債並びに当該信託財産に帰せられる収益及び費用をいう。以下この項において同じ。）及び固有資産等（法人課税信託の信託資産等以外の資産及び負債並びに収益及び費用をいう。）ごとに、それぞれ別の者とみなして、この法律（第八条から第十二条まで及び第十三条を除く。）の規定を適用する。

2 所得税法第六条の二第二項及び第六条の三の規定は、前項の規定を次条から第三条の二の二まで、第三条の三、第四条、第五条の二から第七条まで及び第十二条において適用する場合について準用する。

3 法人税法第四条の六第二項、第四条の七及び第四条の八の規定は、第一項の規定を第四条、第五条、第六条の二、第七条及び第十二条において適用する場合について準用する。

4 前二項に定めるもののほか、第一項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

第三条の二第一項中「第九条の三」の下に「、第九条の五の二第二項から第四項まで」を加え、同条第

二項中「第八条の二第一項」の下に「第九条の五の二第二項から第四項まで」を加え、同条第三項中「第九条の三」の下に「第九条の五の二第三項若しくは第四項」を加え、同条第四項中「租税特別措置法」の下に「第九条の五の二第三項及び第四項、」を加え、同条第五項中「第九条の三」の下に「第九条の五の二第二項から第四項まで」を加え、同条第六項中「第八条の二第一項」の下に「第九条の五の二第二項から第四項まで」を加え、同条第七項中「限る。」の下に「第九条の五の二第四項」を加え、同条第八項中「租税特別措置法」の下に「第九条の五の二第四項及び」を加え、同条第十三項の表第一百七十二条第一項第一号の項中「特例」の下に「第九条の五の二第二項若しくは第三項（外国特定目的信託の利益の分配又は外国特定投資信託の収益の分配に係る課税の特例）」を加え、同条第十四項及び第二十項中「平成二十年三月三十一日」を「平成二十一年三月三十一日」に改める。

第三条の二の二第五項第二号中「並びに第三十七条」を「第三十七条、附則第四条第四項並びに附則第四条の二第四項」に改め、同条第六項中「平成二十年三月三十一日」を「平成二十一年三月三十一日」に改め、同条第八項第二号中「並びに第三十七条」を「第三十七条、附則第四条第四項並びに附則第四条の二第四項」に改め、同条第十一項第二号中「並びに第三百十四条の六」を「第三百十四条の六、附

則第四条第十項並びに附則第四条の二第十項」に改め、同条第十二項中「平成二十年三月三十一日」を「平成二十一年三月三十一日」に改め、同条第十四項第二号中「並びに第三百十四条の六」を「第三百十四条の六、附則第四条第十項並びに附則第四条の二第十項」に改める。

第五条の次に次の二条を加える。

(保険料を支払つた場合等の所得税の課税の特例)

第五条の二 所得税法第二条第一項第三号に規定する居住者が支払つた又は控除される保険料（租税条約の規定により、当該租税条約の相手国の社会保障制度（当該租税条約に規定する社会保障制度をいう。以下この項及び第三項において同じ。）に対して支払われるもので、我が国の社会保障制度に対して支払われる当該租税条約に規定する強制保険料と同様の方法並びに類似の条件及び制限に従つて取り扱うこととされるものに限る。次項において同じ。）については、同法第七十四条第二項に規定する社会保険料（第三項において「社会保険料」という。）とみなして、同法（第一百八十八条、第一百九十条及び第一百九十六条を除く。）の規定を適用する。この場合において、同法第一百二十条第三項第一号中「に係るもの」とあるのは、「及び租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法

律第五条の二第一項（保険料を支払つた場合等の所得税の課税の特例）に規定する保険料に係るもの」とする。

2 前項の制限とは、租税条約の規定により保険料の金額を控除する場合において、当該控除する保険料の金額の上限を政令で定める金額とすることをいう。

3 相手国居住者等で所得税法第百六十四条第一項第一号から第三号までに掲げる非居住者に該当するものがその給与又は報酬（同法第二百六十一条第八号に掲げる国内源泉所得に該当するものに限る。第五項及び第六項において同じ。）から支払つた又は控除される特定社会保険料（社会保険料及び当該相手国居住者等に係る租税条約の相手国の社会保障制度に係る保険料のうち、当該租税条約の規定によりこれらの金額につき一定の金額を限度として給与又は報酬に対し租税を課さないこととされるものをいう。以下この条において同じ。）については、当該相手国居住者等の同法第二百六十五条に規定する総合課税に係る所得税の課税標準及び所得税の額につき同条の規定により同法第二十八条又は第五十七条の二の規定に準じて計算する場合には、同法第二十八条第二項中「給与所得控除額」とあるのは「給与所得控除額及び租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第五条の二第三

項（保険料を支払つた場合等の所得税の課税の特例）に規定する特定社会保険料（以下「特定社会保険料」という。）の金額」と、同条第四項中「相当する金額」とあるのは「相当する金額から特定社会保険料の金額を控除した残額」と、同法第五十七条の二第一項中「残額からその超える部分の金額」とあるのは「収入金額から同項の給与所得控除額及びその超える部分の金額並びに特定社会保険料の金額」と読み替えるものとする。

4 前項の一定の金額とは、第二項に規定する政令で定める金額をいう。

5 相手国居住者等で所得税法第一百六十四条第一項第四号に掲げる非居住者に該当するものが、その給与又は報酬から特定社会保険料を支払つた場合又は控除される場合において、当該給与又は報酬につき同法第二百十二条第一項又は第二項の規定の適用を受けるときは、税務署長は、当該相手国居住者等に対し、当該給与又は報酬につきこれらの規定により徴収された所得税の額のうち当該支払つた又は控除される特定社会保険料に対応する部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額に相当する金額を還付する。

6 相手国居住者等で所得税法第一百六十四条第一項第四号に掲げる非居住者に該当するものが、その給与

又は報酬から特定社会保険料を支払つた場合又は控除される場合において、当該給与又は報酬につき同法第二百十二条第一項又は第二項の規定の適用を受けないときにおける同法第百七十条及び第百七十二条の規定の適用については、同法第百七十条中「金額に」とあるのは「金額から租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（以下「租税条約実施特例法」という。）第五条の二第六項（保険料を支払つた場合等の所得税の課税の特例）の特定社会保険料（以下「特定社会保険料」という。）の金額を控除した残額に」と、同法第百七十二条第一項第一号中「及び当該金額につき」とあるのは「当該適用を受けない部分の金額に係る特定社会保険料の金額、当該適用を受けない部分の金額から当該特定社会保険料の金額を控除した残額及び当該残額につき租税条約実施特例法第五条の二第六項（保険料を支払つた場合等の所得税の課税の特例）の規定により読み替えられた」とする。

7 第一項の規定の適用を受けようとする場合に提出すべき所得税法第二条第一項第三十七号に規定する確定申告書に添付し又は当該確定申告書の提出の際提示すべき書類の特例、第五項の規定による還付の手続その他第一項、第三項及び前二項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（保険料を支払つた場合等の住民税の課税の特例）

第五条の三 租税条約が住民税（道府県民税及び市町村民税をいう。第三項において同じ。）についても適用がある場合において、道府県民税の所得割（地方税法第二十三条第一項第二号に掲げる所得割をいう。）の納税義務者が支払つた又は控除される保険料（前条第一項に規定する保険料をいう。第三項において同じ。）については、同法第三十四条第一項第三号に規定する社会保険料とみなして、同法の規定を適用する。

2 地方税法第四十五条の二第三項の規定は、前項の納税義務者（同条第一項又は第二項の規定によつて同条第一項の道府県民税に関する申告書を提出する義務を有する者を除く。）が、前項の規定により適用される同法の規定により社会保険料控除額の控除を受けようとする場合について準用する。この場合において、同条第三項中「医療費控除額」とあるのは、「医療費控除額、社会保険料控除額」と読み替えるものとする。

3 租税条約が住民税についても適用がある場合において、市町村民税の所得割（地方税法第二百九十二条第一項第二号に掲げる所得割をいう。）の納税義務者が支払つた又は控除される保険料については、同法第三百四十四条の二第一項第三号に規定する社会保険料とみなして、同法の規定を適用する。

4 地方税法第三百七十七条の二第三項の規定は、前項の納税義務者（同条第一項又は第二項の規定によつて同条第一項の申告書を提出する義務を有する者を除く。）が、前項の規定により適用される同法の規定により社会保険料控除額の控除を受けようとする場合について準用する。この場合において、同条第三項中「医療費控除額」とあるのは、「医療費控除額、社会保険料控除額」と読み替えるものとする。

5 前各項の規定のうち、道府県に関する規定は都について、市町村に関する規定は特別区について、それぞれ準用する。この場合において、これらの規定中「道府県民税」とあるのは「都民税」と、「市町村民税」とあるのは「特別区民税」と読み替えるものとする。

6 第一項から第四項までの規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

第六条の二第五項中「及び次条第一項」を削る。

第七条の見出し中「取引の対価の額につき」を削り、同条第一項を次のように改める。

租税条約の相手国の法令に基づき、相手国居住者等又は居住者（所得税法第二条第一項第三号に規定する居住者をいう。以下この条において同じ。）若しくは内国法人に係る租税（当該租税条約の適用があるものに限る。）の課税標準等（国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第二条第六号イからハ

までに掲げる事項をいう。）又は税額等（同号二からへまでに掲げる事項をいう。）につき更正（国税通則法第二十四条又は第二十六条の規定による更正をいう。以下この項において同じ。）又は決定（国税通則法第二十五条の規定による決定をいう。）に相当する処分があつた場合において、当該課税標準等又は税額等に関し、財務大臣と当該相手国の権限ある当局との間の当該租税条約に基づく合意が行われたことにより、居住者の各年分の各種所得の金額（所得税法第二条第一項第二十二号に規定する各種所得の金額をいう。以下この項において同じ。）、内国法人の各事業年度の所得の金額（解散（合併による解散を除く。）による清算所得の金額を含む。以下この項において同じ。）若しくは各連結事業年度の連結所得の金額又は相手国居住者等の各年分の各種所得の金額若しくは各事業年度の所得の金額のうちに減額されるものがあるときは、当該居住者若しくは当該内国法人又は当該相手国居住者等の国税通則法第二十三条第一項又は第二項の規定による更正の請求に基づき、税務署長は、当該合意をした内容を基に計算される当該居住者の各年分の各種所得の金額、当該内国法人の各事業年度の所得の金額若しくは各連結事業年度の連結所得の金額又は当該相手国居住者等の各年分の各種所得の金額若しくは各事業年度の所得の金額を基礎として、更正ができる。

第七条第二項中「若しくは連結所得の金額又は特定信託の受託者である法人の特定信託の同項の規定により減額される所得の金額」を「又は連結所得の金額」に、「第八十一条の十三第二項及び第四項、第八十二条の五第三項及び第四項並びに第一百四十五条の五第二項及び第三項」を「並びに第八十一条の十三第二項及び第四項」に改め、同条第三項中「取引の対価の額」を「課税標準等又は税額等」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 第一項の更正を受けた居住者若しくは内国法人又は相手国居住者等に対する所得税法第一百五十三条（同法第六十七条において準用する場合を含む。）並びに法人税法第八十条の二（同法第一百四十五条第一項において準用する場合を含む。）及び第八十二条の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

所得税法第一百五十三条 修正申告書を提出し、又は
条 更正若しくは決定

租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第七条第一項（租税条約に基づく合意があつた場合の更正の特例）の更正

				修正申告書の提出又は更正
		若しくは決定		更正
	修正申告書を提出した日又はその更正若しくは決定	修正申告書若しくは更正若しくは決定	更正	更正
法人税法第八十条の二	修正申告書を提出し、又は更正若しくは決定	租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（以下「租税条約実施特例法」という。）第七条第一項（租税条約に基づく合意があつた場合の更正の特例）の更正	更正	
修正申告書の提出又は更正	若しくは決定			

				法人税法第八十二条	
				修正申告書を提出した日又 はその更正若しくは決定	更正
				修正申告書若しくは更正若 しくは決定	更正
				修正申告書若しくは更正若 しくは決定	更正
				修正申告書を提出し、又は 更正若しくは決定	租税条約実施特例法第七条第一項（租税条約 に基づく合意があつた場合の更正の特例）の 更正
				修正申告書の提出又は更正 若しくは決定	更正
				修正申告書を提出した日又 はその更正若しくは決定	更正
				修正申告書若しくは更正若 しくは決定	更正

(租税特別措置法の一部改正)

第十二条 租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

目次中「第一条・第二条」を「第一条・第二条の二」に、「(第二十五条)」を「(二十四条の二)」「第二十五条」に、「第三十六条の六」を「第三十六条の五」に、「第二款 居住者の特定外国信託に係る所得の課税の特例（第四十条の七—第四十条の九）」を

「第二款 削除

第三款 特殊関係株主等である居住者に係る

特定外国法人に係る所得の課税の特例（第四十条の十—第四十条の十二）」に、「第四十一条の三」を

「第四十一条の三の二」に、「第四節の二 農業生産法人の課税の特例」を「第四節の二 認定農業生産

法人等の課税の特例」に、「第七節の二 国外関連者との取引に係る課税の特例（第六十六条の四）」を

「第七節の二 国外関連者との取引に係る課税の特例等（第六十六条の四・第六十六条の四の二）」に、

「第二款 内国法人の特定外国信託に係る所得の課税の特例（第六十六条の九の二—第六十六条の九の

「第二款 削除

五)」を

第三款 特殊関係株主等である内国法人に係る特定外国法人に係る所得の課税の特例（第六十

六条の九の六—第六十六条の九の九)」

に、「第十五節 連結法人である農業生産法人の課税の特例」を

「第十五節 連結法人である認定農業生産法人等の課税の特例」に、「第二十二節 連結法人の国外関連者との取引に係る課税の特例（第六十八条の八十八）」を「第二十二節 連結法人の国外関連者との取引に係る課税の特例等（第六十八条の八十八・第六十八条の八十八の二）」に、「第二款 連結法人の特定

外国信託に係る所得の課税の特例（第六十八条の九十三の二—第六十八条の九十三の五）」を

〔第二款
第三款〕

削除

特殊関係株主等である連結法人に係る特定外国法人に係る所得の課税の特例（第六十八条の九十三の六—

に、「第八十四条の五」を「第八十四条の六」に、「第八十六条の六」

第六十八条の九十三の九)」

を「第八十六条の五」に、「第九十七条」を「第九十七条・第九十八条」に改める。

第二条第一項第五号中「公社債、」を「法人課税信託、公社債、」に改め、「特定目的信託」の下に「、特定受益証券発行信託」を加え、「第二条第一項第九号」を「第二条第一項第八号の三」に、「第十五回の四」を「第十五号の五」に改め、同条第二項第二十六号の次に次の一号を加える。

二十六の二 法人課税信託 法人税法第二条第二十九号の二に規定する法人課税信託をいう。

第二条第二項第二十七号の二中「第二条第三十一号の三」を「第二条第三十二号」に改め、第一章中同条の次に次の一条を加える。

(法人課税信託の受託者等に関するこの法律の適用)

第二条の二 法人税法第二条第二十九号の二に規定する法人課税信託(以下この項において「法人課税信託」という。)の受託者は、各法人課税信託の信託資産等(信託財産に属する資産及び負債並びに当該信託財産に帰せられる収益及び費用をいう。以下この項において同じ。)及び固有資産等(法人課税信託の信託資産等以外の資産及び負債並びに収益及び費用をいう。)ごとに、それぞれ別の者とみなしで、この法律(第四章から第六章までを除く。)の規定を適用する。

2 所得税法第六条の二第二項及び第六条の三の規定は、前項の規定を次章において適用する場合について準用する。

3 法人税法第四条の六第二項、第四条の七及び第四条の八の規定は、第一項の規定を第三章において適用する場合について準用する。

4 前二項に定めるもののほか、第一項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

第三条第三項中「支払をする者」の下に「並びに業務に關連して他人のために名義人として当該利子等の支払を受ける者から当該利子等の支払を受ける居住者又は非居住者及び当該名義人として当該利子等の支払を受ける者」を加え、「及び第二百二十五条第一項」を「、第二百二十五条第一項及び第二百二十八条第一項」に改める。

第三条の二中「受益証券が証券取引法」を「受益権が金融商品取引法」に、「証券取引所」を「金融商品取引所」に、「特定目的信託」を「特定受益証券発行信託」に改め、「規定する配当等」の下に「（同項に規定する剰余金の配当を除く。）」を加える。

第三条の三第一項中「受益証券」を「受益権」に改め、同条第五項中「、第八十二条の六第一項」を削

り、同条第六項中「証券業者等」を「金融商品取引業者等」に、「受益証券」を「受益権」に改める。

第四条第一項中「証券業者」を「金融商品取引業者」に改める。

第四条の二第一項中「証券業者」を「金融商品取引業者」に、「第十四条の二第二項」を「第十四条第二項」に改める。

第四条の三第一項中「第十四条の二第二項」を「第十四条第二項」に改める。

第五条の二の見出しを「（振替国債等の利子の課税の特例）」に改め、同条第一項中「次に掲げる要件」を「その有する次の各号に掲げるものの区分に応じ当該各号に定める要件」に改め、「特定振替機関の社債等の振替に関する法律第三条第一項第五号に規定する業務規程の定めるところにより口座の開設を受けた」を削り、「同法第八十八条」を「社債等の振替に関する法律第八十八条」に改め、「「振替国債」という。」の下に「又は同法第一百十三条规定する同法第六十六条の規定により同法の規定の適用を受けるものとされる地方債（以下この条において「振替地方債」という。）」を、「その者が当該振替国債」及び「（当該振替国債）の下に「又は当該振替地方債」を加え、同項各号を次のように改める。